

第 834 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 19 日開催

紫波町農業委員会

第 834 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 834 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 7 月 19 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 5 年 7 月 19 日(水) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 10 分
- 2 開催場所 紫波町役場 301 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農地法適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (9 名)

1 番 佐 藤 武 士 君	3 番 高 橋 伸 夫 君
5 番 横 沢 一 則 君	6 番 玉 山 泉 君
7 番 佐 藤 廣 志 君	8 番 工 藤 姫 子 君
9 番 藤 原 和 夫 君	10 番 滝 浦 新 悦 君
11 番 中 村 成 志 君	
- 5 欠席委員 (2 名)

2 番 菅 川 正 君	12 番 岡 市 充 司 君
-------------	----------------
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	藤 根 あけみ 君
事務局次長	工 藤 信 吾 君
主任	横 沢 三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 834 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、中村会長職務代理者より御挨拶をいただきます。

○会長職務代理者（中村成志君）

皆様ご苦労様でございます。今年の梅雨はまさに梅雨らしいといえますか、毎日のように雨が降っております。また、日本各地においても水害であったり、猛暑で熱中症だったりというような被害が出ております。お隣の秋田県においても大変な被害を受けているということが報道されております。当地区がそういった被害が出ないことを願うばかりであります。昔から百姓を殺すには刃物はいらぬ、という言葉があります。それがまさに今の天気ではないかと思っております。畑作農家であれ、稲作農家であれ、全ての農家がこの雨が早く止み、晴天の日が続くことを願っていることと思います。

紫波町農業委員会は改選期ということで本日 19 日をもって現委員から、明日交代される方、また続投される方がいるわけでありまして。私も 15 年間に渡り、皆様にお世話になりました。誠にありがとうございました。

それでは、本日の総会審議よろしく願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第 9 条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては会長職務代理者に議長をお願いいたします。

○議長（中村成志君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。（憲章を唱和）

○議長（中村成志君）

ただ今の出席委員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2 番菅川正委員、12 番岡市充司委員であります。

○議長（中村成志君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

それでは、議案 1 ページをお開きください。業務報告をいたします。（業務報告書朗読）

○議長（中村成志君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（中村成志君）

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第 30 条の 2 の規定により、議長におい

て6番 玉山泉委員、7番佐藤廣志委員を指名いたします。

○議長（中村成志君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（中村成志君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が10件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをお開きください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

ページ改めまして、報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が8件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

ページ改めまして、報告第3号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（中村成志君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（中村成志君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案6ページと農地法関係調査資料の1ページから併せてご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明し

ます。

（議案書朗読）

この案件につきましては、7月13日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村成志君）

ただいま 事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

今回農地調整委員会では、3件について審議しております。

また、農地法第3条の許可要件については、お手元に配付されている農地法第3条調査書の要件を審査しております。

付議番号1番は、譲受人の■■■さんの宅地に隣接する■■■さんの農地を買い受けるものであります。■■■さんは取得した畑で自家用野菜を作付けする予定です。

付議番号2番は、所有者の■さんが県外に居住しており、通作ができないため、今まで農地の管理をしていた■■■さんに売却をするものです。■■■さんは■さんと親戚関係にあり、これまでも当該農地の管理をしながら自家用野菜を耕作していたため、問題がないと思われます。

付議番号3番の当該農地は、■■■■■さんの宅地に隣接しており、■■■■■さんが規模を縮小するため、農地を買い受けるものであります。譲受人の■■■■■さんは■■■■■さんと親戚であり、花卉栽培等で利用するなど農地の利便性が図られるものと思われます。

以上につきまして、状況については調査書に記載されています。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。以上が審議経過でございます。

ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村成志君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（中村成志君）

日程第５ 議案第２号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 7 ページをご覧ください。議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読)

以上の案件につきましては、農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第 18 条に規定された要件を満たしているとはご判断いただいております。同意の上は 7 月 25 日公告となります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村成志君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番 (工藤姫子君)

議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。 本案は、新規 4 件、更新 2 件の審議です。

付議番号1番は、所有者の■■■さんの夫が亡くなってから、耕作ができなくなり、保全管理をしていた農地でありましたが、隣接地を耕作している■■■さんに耕作を依頼したものです。■■■さんは農機具一式を所有しており、認定農業者である父と一緒に耕作をするため、問題がないと思われます。

付議番号２番から４番までは、■■■■■■■■■■■■■■■が借り受けるものであります。

2 番の貸渡人の■■さんと 4 番の貸渡人の■■さんは、昨年まで耕作を依頼していた方が耕作できなくなったとの理由から、■■■■■■■■に依頼したものです。

3 番の貸渡人の■■さんは、自分だけで耕作することが困難になってきたため、法人に耕作を依頼し、■■さん本人は■■■■■■■■の作業員をしながら農地の管理を行うことにしたものです。

付議番号 5 番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件を満たしており、利用権設定後においても営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（中村成志君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長（中村成志君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（中村成志君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案10ページをお開きください。併せて調査資料7ページ以降に位置図を掲載しておりますのでご覧ください。

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について3件の申請が出されております。

（議案書朗読）

本件につきましては、農地調整小委員会において審議されております。決定の際は、7月25日に公告予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（中村成志君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、相続で農地を取得した■■■■さんは、町外在住で通作ができないため、以前から当該農地を耕作していた■■■■さんが買い受けるものです。■■■■さんは農機具一式を所有している認定農業者であるため、耕作管理は問題がないものと思われま。

付議番号2番と3番は、■■■■さんと■■■■さんの農地をそれぞれ集約するため、農地の交換の話が成立したものです。今後の農地利用に向けて、耕作の利便性や効率が高まることが期待されます。

農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（中村成志君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（中村成志君）

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案書は11ページをご覧ください。また、別添調査資料につきましては、10ページになりますので併せてご覧ください。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

本2案件につきましては、7月13日に現地調査をしております。当該証明書の交付の可否の決定につきまして、本会のご審議よろしく申し上げます。以上です。

○議長（中村成志君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案件につきましては現地調査を実施していますので、立会委員より現地調査の結果を報告願います。

5番委員。

○5番（横沢一則君）

議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてですが、7月13日に、北田、細川推進委員、私と事務局4人で現地調査を行いましたのでご報告いたします。

付議番号1番は、対象エリアに小屋や排水管の点検桝などが構築されており、農地としての利用は現状では不可能と見て参りました。以上報告いたします。

○議長（中村成志君）

ご苦勞様でした。現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決

するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(中村成志君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(中村成志君)

日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長(工藤信吾君)

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について説明いたします。議案書は12～13ページ、別添資料は11～19ページをご覧ください。申請件数は3件で、そのうち所有権移転が1件、賃貸借権設定が1件、そして使用貸借によるものが1件となります。

(議案書朗読)

本件につきましては、7月13日に現地調査を行っております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。説明は以上です。

○議長(中村成志君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

5番委員。

○5番(横沢一則君)

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてですが、議案第4号と同日、同メンバーで現地調査をして参りましたので報告いたします。

付議番号1番は、都市計画用途地域内にある畑に住宅を建設しようとするものであり、特に問題がないと見て参りました。

付議番号2番は、川沿いの田から砂利を採取するための2年間の一時転用ですが、採取後は農地として利用できるようにして返すという条件の下で進められることになっており、その他においては特に問題がないと見て参りました。

付議番号3番は、畑に住宅を建設しようとするものでありますが、周囲の農地に影響は及ぼすものではないと見て参りました。以上です。

○議長(中村成志君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(中村成志君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(中村成志君)

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（中村成志君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（中村成志君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 834 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 10 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員